

2022年1月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ロ ー バ ル ウ ェ イ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 山 義 一  
(コード番号：3936)  
問 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト サ ー ビ ス 本 部 長 赤 堀 政 彦  
TEL. 03-5441-7193

## 臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の開催及び臨時株主総会招集のための 基準日設定並びに定款一部変更と資本金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会（バーチャルオンリー株主総会）（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催及び本臨時株主総会招集のための基準日設定並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年1月21日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主といたします。

- (1) 基準日 2022年1月21日（金曜日）
- (2) 公告日 2022年1月7日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします）  
<https://www.globalway.co.jp>

#### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議事案について

- (1) 開催日時 2022年3月17日（木曜日）午後0時30分  
但し、通信障害等の影響により上記日時に開催することができなかった場合には、本臨時株主総会は2022年3月18日午後0時30分に延期します。
- (2) 開催場所 場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の方式にて開催  
（改正産業競争力強化法において、「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）」の開催を可能とする定款の定めがあるものとみなされる、施行後2年間の経過措置に基づき開催）  
バーチャルオンリー株主総会は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の公布及び施行を受け、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。
- (3) 付議議案 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 資本金の額の減少の件

#### 3. 定款一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

コロナ禍を経て、テレワークをはじめ働き方に変化が求められる中、時代に合ったオフィスの規模と機能を検討した結果、本店(本社)を移転することといたしました。

そのため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を「東京都港区」から「東京都渋谷区」に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年4月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生ずるものとする旨の附則を設け、その効力発生をもって同附則は削除するものといたします。

なお、本店（本社）移転に係る費用につきましては現在精査中のため、適時開示の必要性が生じた場合は、その内容を速やかにお知らせいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。
(新設)	<u>附則</u> 第3条 (本店の所在地) の変更は 2022 年 4 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過をもって削除するものとする。

(3) 定款の一部変更の日程

- ①臨時株主総会開催日 2022年3月17日(木曜日)
- ②効力発生日 2022年5月1日(日曜日) (予定)

3. 資本金の額の減少について

(1) 資本金の額の減少の目的

当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制の適用を通じて、財務内容の健全性を図るとともに、将来の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

2021年12月31日現在の資本金347,506,883円のうち297,506,883円を減少し、50,000,000円とします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の減少額が変動いたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程

- ① 取締役会決議 2022年1月6日(木曜日)
- ② 債権者異議申述公告日 2022年2月10日(木曜日) (予定)
- ③ 債権者異議申述最終期日 2022年3月9日(水曜日) (予定)
- ④ 臨時株主総会決議 2022年3月17日(木曜日) (予定)
- ⑤ 効力発生日 2022年3月18日(金曜日) (予定)

(4) 今後の見通し

資本金の額の減少は、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません。

以上